

佐賀県保育会

第63回 佐賀県保育事業研究大会

とき 令和7年6月7日（土）

ところ 多久市中央公民館

主催 佐賀県保育会

開会式 13:00～13:50

開会式は、多久市中央公民館を会場に298名、オンライン113名、合わせて411名の参加者が集い、実施いたしました。



(開会式)



(会長挨拶)

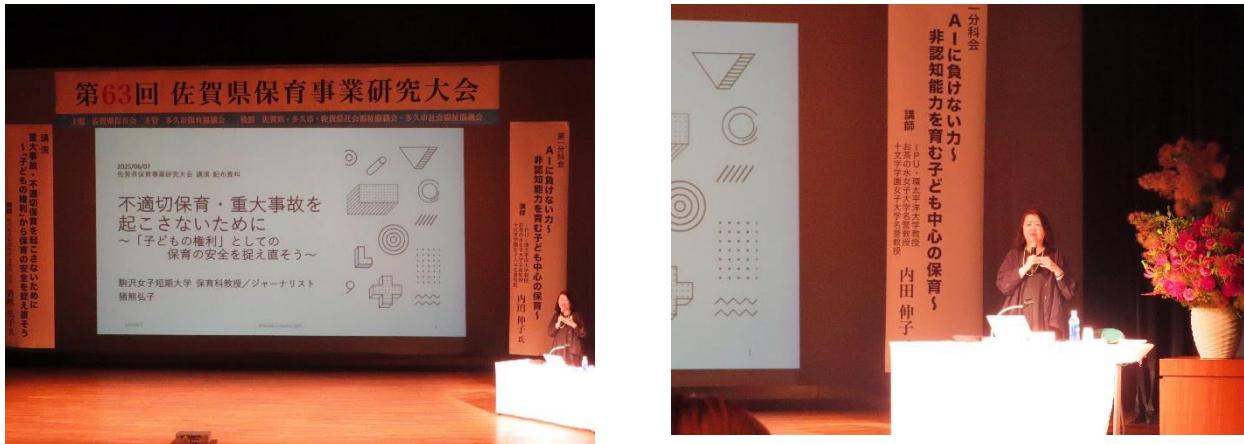


(表彰状の授与)

講演 14:00～15:30

演題 『重大事故・不適切保育を起こさないために
～「子どもの権利」から保育の安全を捉え直そう～』

講師 猪熊 弘子 氏
(駒沢女子短期大学 保育科 教授)



1、幼児教育・保育でいちばん大切なことは子どもの命を守ること

- ・重大事故で失われる「命」と「信頼」

重大事故を起こした園→信頼を失う→信頼は、なかなか取り戻す事ができない

- *園の存続に関わる（子どもの命を失う・職員の人生を変えてしまう）子どもの命を守るとは？
いのち= ①生き物として生きていること、「命」があること

②一人ひとりの子どもありのままの存在

命を守る=子ども一人ひとりの存在を大切にし、守ること。

*子どもの毎日の心と身体の安全を守る場所=園でなければならない

- ・命を守ること、それは「養護」の精神にある

*生命の保持・情緒の安定に見られる、ねらいの全てに、一人ひとりのこどものからだの安全、こころの安全を守るために配慮する事が記載されている。

子どもの命を守るのは、園であり、そこで働く職員である。

2、安全な保育のための基礎知識

- ・保育中の重大事故は、誰かひとりのミスではない→組織の在り方が引き起こす保育は、誰かひとりが行なっているものではなく、園運営、組織の中で、人間同士の関わりの中で行われるものである。重大事故の原因を起こすのも、人間同士であり、防ぐのも、人間同士の関わりにある。

*付度のない対話ができていますか？自分の意見を伝える事、伝える事ができる職場作りをしていく事が大切。

・あぶないのは「くう・ねる・みずあそび+おさんぽ」

(1)くう=全年齢における、食べ物等による窒息を防ぐ

①「食べること=危険」という共通認識を持つ

②保護者と共に、子どもの嚥下の発達、歯の生え方、食べられるものを把握する。

③子どもがきちんと飲み込んでいるか確認する。

④眠い時には、食事の提供はしない。

*飲み込みの見守り…特に、弁当、行事食は気をつける。

*年中、年長だから大丈夫ではない。

*食べさせるメリット、デメリットを考える。

窒息しやすいもの、危険なものは食べものだけではない(職員で、共通認識しておく事が大切)

*子どもの口に入るものは、何歳なら大丈夫と言う認識ではなくこの子どもなら大丈夫、という認識を持つ事。

(2)ねる 乳児の睡眠中の死亡を避けるために必要な4つのルール

①仰向けで寝せる、「うつぶせ寝」にしない。

②明るい部屋で寝かせる。(子どもの異変に気づく)

③タイマーの使用、体に触れる「確実な呼吸チェック」をする。

④顔に寝具などがかからないようにする。

(3)みずあそび 溺れる時の子どもの状況を知っておく

①10cmの深さでも、子どもは溺れる。

②溺れる時は、静かに溺れる!

③必ず、「監視」する人をおく。

④子どもの体調、水の深さに注意する。

*監視する職員は、監視する事に徹底する事。保護者との連絡をとり、その日、その時の体調に応じて水遊びをする事。

(4)外遊び、さんぽ 子どもの人数確認、存在把握を確実に行う

①人数の数え方のマニュアル化 「先輩を見て覚える」はNG

②見守りカメラの設置

③園内見取り図の作成 (危険箇所の把握をする)

*保育者の連携、連帯が子どもの命を守る

*ケガは子どものせいではない→保育者がどうだったかを考える。

3、不適切な保育が重大事故につながる

・不適切な保育とは→大人がされていやな事は子どもにもしてはいけない。

*人権擁護のためのセルフチェックリストの活用

「私は、子どもの権利を守っているかな?」と考える。日々の保育の振り返りが大切。

*この子どものためを思って→保育者の尺度になりがち。個人で考えず、組織で考える。(家庭環境、体調、友だち関係などを考慮する)

*子どものために、最も良い言葉、良い態度を!!

子どもに対しての行動を起こす前に、まず、声をかけること。

4、「子ども主体」の保育に必要なのは、「子どもの権利」から保育を考えること

・児童の権利に関する条約（国連子どもの権利条約）

①生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ、成長できること）

②子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

③子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

④差別の禁止（差別のないこと）

*子どもの権利を考えない保育は、子どもに対して、一方的な保育になる。

[感想]

私たち保育者は、常に子どもの命を守り、健やかな心身の成長を見守り、育てていく。しかし、それは保育者の方的な思いで行う事ではなく、子どもの人権を尊重する中で行う。そのためには、子どものみならず、その子を取り巻く環境に配慮する。

保育を一人で行おうとせず、園全体で、同じ思いでその子どもの成長を見守り、育てる。子どもを取り巻く環境の最たるものは、人との関わりにある。私たち保育者が、円滑な人間関係を築き、「安心・安全な心身の健やかな成長を助ける。」事が、何より、大切であると感じた。

(文責 杉の子保育園 松江恵子)

分科会① 15:45～17:00 (参加者 計 300 名 集合 207 名・オンライン 93 名)

演題 『AI に負けない力～非認知能力を育む子供中心の保育～』

講師 内田 信子 氏

(IPU・環太平洋大学教授、お茶の水女子大学名誉教授、十文字学園女子大学名誉教授)



・学力格差は経済格差に反映するか？

2010年7月28日、文科省幼稚園課が新聞各所に発表し、クローズアップされた「学力格差は経済格差を反映。保育所に通う家庭の所得が低い為ではないか？」という、因果関係を意味するような言葉に引っ掛かりを覚えおかしいと感じられ、経済格差と連動していく、学習低下をもたらす媒介要因があるのではないか？検出していないだけではないか？ということから、高所得者と

低所得者の子どもで調査を実施。ひらがな（71文字）を読む力、書く力（模写テスト）では関連なし、しかし、絵画・語彙の検査では、語彙得点で関連が出てきた。習い事をしている子は、していない子よりも語彙得点が高い。注目するところは芸術・運動系、受験塾や英語塾に通っている子の間に語彙得点の差はない。学習塾で語彙を広げているのではなく、習い事をすることにより、いつもの仲間、先生とは違う各スクール、異年齢での交流やさまざまな会話などを通してコミュニケーションが多様になることが語彙得点を高めていると推測。また、一斉保育を押している園に通っている子どもたちの運動能力が統計的に有意に低く、運動嫌いも多い。子ども中心の保育、自由遊びが長い園の子どもたちは語彙得点が高い。また、語彙得点が高い子どもは、共有型しつけ（親子の触れ合いを大切にして子どもと楽しい経験を共有したいと思っている家庭）をうけており読み書き・語彙の得点が高い。一方強制型しつけ（子どもをしつけるのは親の役目だ、悪いことをしたら罰を与えるのは当然だ、すべきことをするまで事細かに責め立てる。親の思うとおりに育てたいと思っているトップダウンのしつけ）を受けている子どもたちは、高所得層の家庭でもリテラシーの得点が低くなるという関連が提出された。格差やしつけのスタイルの違いは子どもの年齢は大きくなくとも平行移動するので、学力格差につながっているのではないかと思われる。要するに幼児期に保護者も保育者も、子どもの主体性を大事にした関わり方をしているかが肝心ということになる。保育は子ども一人一人の発達過程に寄り添いながら子どもの心のつぶやきに耳をすませる子ども主体の保育がいい。そこには何も問題は起らないという猪熊先生のお話がまさにそうで、主体性を大事にした関わり方を大切にしているか？ということが肝心だということになる。結果、遊びを通して子どもはアクティブラーニングしている。アクティブラーニングとは、遊びというは仕事に対立する概念ではない。また「怠けること」を意味するものでもない。幼児にとっての「遊び」とは「自発的な活動」であり大脳が活き活きと働いている状態を示していること。

扁桃体の感情の中核が面白いな、楽しいなという状態にあるとワーキングメモリーに情報伝達物質が送られ、海馬を活性化しどんどん知識を覚えることができる。好きこそものの上手という状態になる。自己肯定感が高まり意欲や探求心、そして非認知能力、AIに負けない力が育まれる。

・非認知能力、AIに負けない力

非認知能力とはテストで測定できない認知能力のこと。社会で生きていくにはIQだけでは不十分。非認知能力に中身は、①社会性、他者と向き合う力。②感情を管理する能力（自制心）忍耐力と言ってもいい。③目標を実行する能力（実行力）挑戦力から成る。非認知能力の獲得は子どもがより年少の時点、特に幼児期～小学校低学年までどのくらい遊んだかによって決まる。AI時代だからこそ、外遊びを奨励したい。外遊びが育てる3つの力。①視力については、近年親がスマホ動画を見せる子育てをしているため網膜筋の調整機能が育たない。②運動調整能力については、4歳児が階段を交互に上り下りできない。③ことばの力については、「記号接地問題」があり言葉は体験と結びつかないと出てこない。人間の言葉で交わされる。子どもの非認知能力を育む保育者の役割とは、子どもに寄り添うこと。安全基地だと思える愛着関係。他と比べることなくその子の以前の姿と比べる。禁止や命令は大人の勝手、提案をし子ども自身が考え、判断する余地を残すこと。倉橋惣三の保育論・遊びを通した学びの援助で、「重要なのは活動の過程で乳幼児自身がどれだけ遊び充実感や満足感を得ているかであり、活動の結果どれだけのことができるようになったか、何ができたかだけをとらえてはならない。なぜなら、活動の過程が意欲や態度を育み、生きる力の基盤を培っていくからである」これこそが、日本の幼児教育・保育の礎石である。倉橋保育論が再び

クローズアップされた。

「保育者の眼」子どもたちの好きな遊びを好きなだけやる。子どもが遊んでいるところでは複数の眼がほしい。抜ける時は声を掛け合う。大人に気を使っている子どもたちが多くなった。自立心を急ぐよりあなたは大切だということを伝えていくことが大切。

子ども一人一人の発達過程・発達状況を踏まえて保育をすること。指導計画においては、生活の連続性季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。子どもが主体的に活動することができるようになる。一人一人に寄り添うことで、配慮が必要な子が目立たなくなった。

保育記録、保育の見える化、実践を振り返るための記録を取る。連絡帳とは違う、保育の達人になるための手段、保護者と共有する手段。振り返りのためのカンファレンスを設ける。自分の保育を改善するためのカンファレンス。幼児期の終わりまでに育ってほしい「10の姿」は到達すべき目標ではなく、子どもたち一人一人の主体的な学習を通じて、総合的に育まれるものである。

子供中心の保育とは、保育者が子ども一人一人に丁寧に寄り添い・見守り・足場をかける保育の方法、子どもが主人公で保育者は賢いわき役、子どもが遊びや生活の主人公となる保育。保育者にゆとりがないとできない。待ち、聴く、洞察力、足場、大人が子どもの手を握るではなく、子どもが大人の手を握る、その手を放してあげられるように。一番大切なものは目には見えないもの。非認知能力を大切に。

感想

「自己肯定感が高まり意欲や探求心、そして非認知能力、AIに負けない力が育まれる」

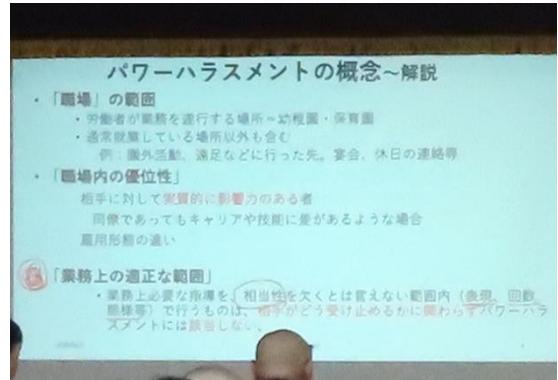
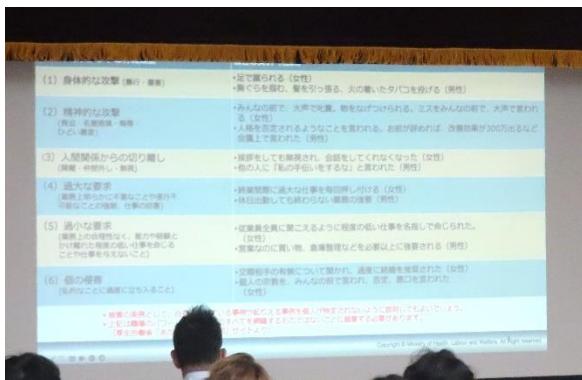
主体的な保育の中で育ち子どもたちが、多くに事を獲得していることに改めて気づかされた。自分の行う保育が主体性を大事にしているようでどこか独りよがりの保育ではなかったか振り返る。沢山の子どもたちが自分は大切にされていることに気づき、満たされた中で自己発揮をできることを願い、日々の保育に励みたい。そして、子どもたちが握んだ手を放す日まで、賢いわき役でありたいと思う。

(文責 多久保育園 田中美里)

分科会② 15:45～17:00（参加者 計 111 名 集合 91 名・オンライン 20 名）

演題 『ハラスメントや不適切保育を防ぐために考えたい
園のコンプライアンスとガバナンス』

講師 猪熊 弘子 氏
(駒沢女子短期大学 保育科 教授)



大人も子どもも適切な人間関係を

- ・大人同士が不適切な関係だと問題が起きやすい。
- ・不適切な人間関係が園内の人間関係をゆがめる。
- ・大人の人間関係が子どもに直接影響する。園内の雰囲気が悪化すると退職者が増加する。
情報共有の不備が業務に支障をきたす。
- ・ハラスメント行為は、「絶対におきてはいけないこと」という認識をすべての職員が持つようにならなければならない。
- ・ハラスメントには、パワーハラスメント（パワハラ）、セクシャルハラスメント（セクハラ）、マタニティーハラスメント（マタハラ）などあり、いずれも職場で絶対に起きてはならない行為である。

パワハラとは・・・

パワハラは、優越的な関係を背景とし、業務上必要かつ相当な範囲を超えて、労働者の就業環境を害する行為と定義される。業務上必要な指導は、パワハラに該当しないが、その範囲を超えると問題となる。時代によって価値観が変化し、以前は許容されていた行為も現在は大きな問題となる。

いつ録音されているかわからないと思っていたほうが良い。また、誰かを注意するときなどは、自分で録音することで心のストッパー（自分の抑制）になる。気にしておけば、丁寧な口調で注意もできる。

パワハラは、【優越的関係、業務上必要かつ相当な範囲を超える、就業環境を害する】が揃わないとパワハラとは言えない。

職場=園内だけではない。

園外活動や歓送迎会、休日の連絡なども職場とみなされ、そこでのハラスメント行為も問題となる。職場の範囲は物理的な場所だけでなく、業務に関するすべての場面を含む。

もし職員からパワハラと指摘された場合、業務上必要な範囲かどうかを明確に説明できるようにする。パワハラは、業務上の適切な範囲を超えた言動や行為を示すが、業務上必要な指導であればパワハラには該当しない。相手がパワハラを感じても、業務上必要な指導であることが証明できればパワハラとはならない。

相手の受け止め方だけではパワハラとは判断されないが、証拠や記録を残すことが重要である。業務上必要な指導であることを明確にし、日記やメモなどで記録を残すことで、後にパワハラと主張された場合でも正当性を主張できる。

※パワハラの種類

【身体的な攻撃・精神的な攻撃・人間関係からの切り離し・過小な要求・個の侵害】

パワハラ行為が発覚した場合、加害者だけでなく法人も責任を問われることがあり、社会的信用を失うリスクが高い。もしパワハラが訴えられた場合は、速やかに記録や証拠を提出し、適切な対応をとることが大切である。指導をするにしても、若い世代と指導方法が違い、マニュアルの必要性が求められる。若い世代は、マニュアルや明確な指示を求める傾向が強く、従来の「見て覚える」という方法では伝わりにくい。現代の若い人や学生は失敗を極端に恐れ、一発で正解を出すことを強く求める傾向がある。その為、マニュアル化が社会全体の流れとなっている。

※パワーハラスメントと業務上の指導の違い

業務上必要な指示や注意、指導は、たとえ厳しくても適正な範囲であれば、パワハラには該当しない。パワハラかどうかは、指導の内容や頻度、言動の継続性などが判断基準となる。

パワハラかどうか判断が難しい場合、勤務状態や出来事を記録し、第三者に相談する。忙しい中でも記録を忘れないようにすることが大切である。

パワハラを受けた場合は、我慢していても解決はしないため、誰かに相談することが必要。相談を受ける側は、日ごろの状況や職員の様子を把握しておくことが重要である。相談される側の園長や上司は、相談しやすい雰囲気づくりや職員の変化に気づく洞察力が大切になってくる。職員が相談しにくい場合は、定期的に面談や声掛けを行うことが重要。職員を日ごろから観察し、パワーバランスや職員同士の関係性に気を配る必要がある。パワーバランスが崩れると陰で問題が起きやすい。

多様性の重要性。多様性は、性別や年齢だけでなく、様々な価値観や背景を持つ人がいることを認め合い、職員同士が相互に理解し尊重し合うことが重要である。

保護者からのパワハラがあるかも…

保護者から否定的な言葉を受けても、本気で悩まなくてよい。そこに隠されたメッセージをくみ取ることのほうが大切。クレーマーになる背景には、【不安・不満・不公平感】の3つの要素がある。保護者がクレームを言う場合、その根底には自分の子供への不安、家庭や仕事への不満、他の子どもと比べての公平感の欠如などがある。もし保護者が事実と異なる妄想や思い込みで強く抗議してきた場合、第三者委員や専門家に対応を任せ、現場の先生は直接かかわらないようにする。園でのルールや禁止事項を伝える際は、単に「しないでください」ではなく、理由や背景を説明し、納得してもらうことが重要である。

コンプライアンスとガバナンス

コンプライアンス違反やガバナンス不全が事故や事件の温床となるため、組織としての正当な運営が求められる。子どもの命が一番大切である。監査や法令遵守は必須であり、従来のやり方は、通用しない。子ども、保護者、職員、地域、行政ごとに守るべきことが異なる。法令を守るだけでは低い評価しか得られず、模範的行動や社会貢献が求められている。

- ・自園の常識を疑う
- ・それは本当に世の中に通用する、何も問題がない常識なのか
- ・世間一般の常識はどんなものか
- ・今まで何もなかったのは、ラッキーの偶然の連続だったのではないか
- ・世の中の常識とズれていないか

園長が不在の時に限って、事故等が起きるケースが多い。

- ・園長不在のときの危機管理マニュアルを用意しておく。
- ・もし園長がいなくても対応できることが必要
- ・すべての判断を園長にゆだねるようなシステムを作らない。

園長が常に現場にいるとは限らないため、現場の職員が自律的に判断し対応できる体制を作ることが重要である。

クレーマーは、なぜ生まれるのか

苦情・・・・・自分が感じている不平や不満を相手に伝えて、そこから改善を求める行為

クレーム・・・自分が感じている不平や不満を相手に伝えて、その代償（金銭・補償）を求める行為。嫌がらせ。

【不満】【不安】【不公平感】3つの不がクレームにつながる。我慢するのは3回まで、あとは専門家に、任せる。

子どものひっかきやかみつきから保護者がクレーマーになることがある。対応の仕方を間違えない。ひっかきやかみつきは、子どもの発達段階で必ず全員に起こることではない。心理的な問題や独り占めしたい気持ちが背景にあることが多い。ひっかかれた子のケアも大切だが、ひっかいた子のケアも必要である。

すべてを受け入れる必要はない。あまりにも理不尽なクレーマーも存在する。受け入れがたいことに対する漠然とした態度でのぞむことが必要。その際、一人で抱え込むのは無理。チームで対応することが大切である。

保護者と保育者の雰囲気は似ていることが多い。対立ではなく、子どもを育てる仲間として支えあうことが大切であり、ひどいクレーマーの保護者には専門家対応も必要である。

毎日の確実な繰り返しと積み重ねが信頼をつなげていく。

先生たちのケアをすることが園長先生たちの役割でもある。

(文責 なごみこども園 藤谷清美)